

# 尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金のご案内 ～中古住宅購入費用の補助～

尾道市では、市内で新たに中古住宅を購入して定住する子育て世帯または若年夫婦世帯へ、購入費用の一部を助成します。

## 【概要】

対象世帯	市内で新たに中古住宅を購入して定住する子育て世帯 <sup>※1</sup> または若年夫婦世帯 <sup>※2</sup>	
対象住宅	次の要件のすべてを満たすもの ①一戸建ての中古住宅で、延べ床面積が75㎡以上のも ＊併用住宅は、居住部分の面積割合が2分の1以上であるもの ②3か月以上居住されていないもの ③新耐震基準 <sup>※3</sup> 相当の耐震性を有する住宅であるもの ④土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に所在しないもの <sup>※4</sup>	
補助金額	市内に居住している対象世帯	市内へ移住希望 <sup>※5</sup> の対象世帯
	●基本額 上限30万円(購入費の1/2) ●加算額 10万円(親世帯と近居 <sup>※6</sup> 等)	●基本額 上限50万円(購入費の1/2) ●加算額 10万円(親世帯と近居等)
	<b>最大40万円</b>	<b>最大60万円</b>
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金交付申請は必ず購入前に行ってください。</li> <li>●自治会に加入のうえ、尾道市に5年以上定住すること。</li> <li>●世帯全員が申請時に住民登録している市区町村の市税等を滞納していないこと。</li> <li>●世帯の中に暴力団員等がないこと。</li> </ul>	



- ※1 中学生以下の子(出産予定の子を含む。)を扶養し同居している世帯。
- ※2 申請日において年齢の合計が満80歳以下である、夫婦又は婚姻予定の者の世帯。
- ※3 昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準のものである場合は、耐震診断及び必要に応じて耐震改修工事もしくは耐震シェルター設置工事を行うものであること。
- ※4 建築基準法施行令第80条の3に規定する構造方法で改修工事を行っている場合を除きます。
- ※5 市内に定住するため転入する子育て世帯又は若年夫婦世帯。ただし、転入日より前の3年間において尾道市に住んでいないこと。(市内に居住している人との婚姻により転入する場合を含みます。)
- ※6 親世帯が属する小学校区内又は親世帯等の家屋から直線距離2km以内

## 本補助金とセットで【フラット35】地域連携型を利用できます。

★【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地方移住者等に対する積極的な取組を行う尾道市と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する尾道市による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

※詳しくは、フラット35サイトをご覧ください。

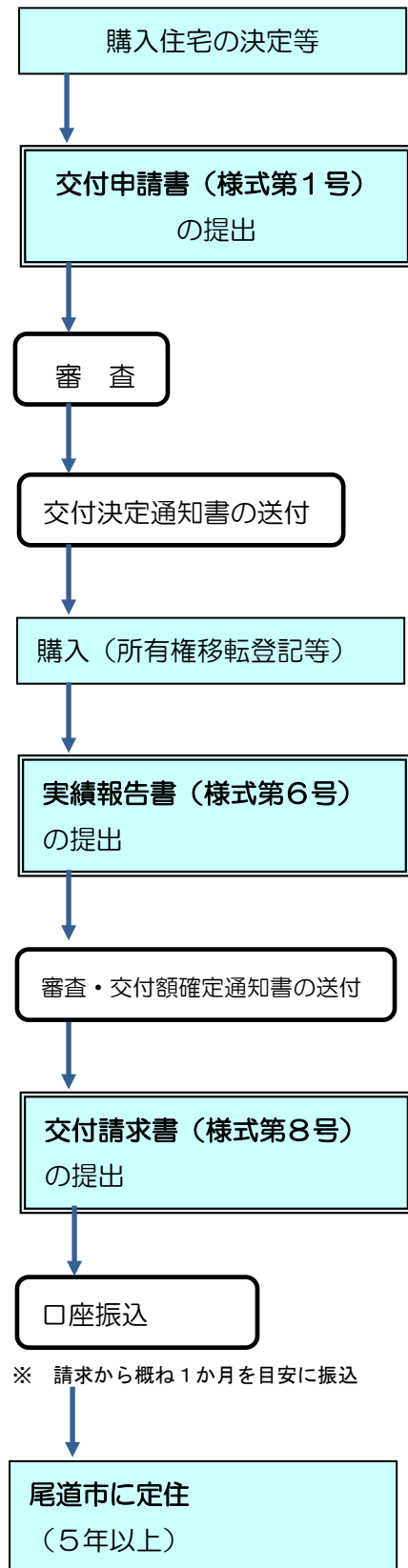


申請書もこちらから取得できます。

## 【問い合わせ先】

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号 尾道市役所建設部 まちづくり推進課 住宅政策係  
TEL 0848-38-9347 E-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道市子育て世帯等中古住宅取得支援事業補助金 ～中古住宅購入費用の補助申請の場合～  
申請フロー・提出書類



※ 請求から概ね1か月を目安に振込

【提出書類】

交付申請書（様式第1号）の添付書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 補助対象住宅の購入予定金額が確認できる書類（見積書など）
- 補助対象住宅の位置図（付近見取図）、平面図等
- 新耐震基準相当の耐震性を有していることを証する書面（耐震改修工事を行う場合は、実績報告時に提出すること。）
- 移住希望者の場合
  - ア 満15歳以下の子を除く世帯全員の市税等の滞納がないことを証する書面（申請時に住民登録をしている市区町村のもの。ただし申請日前3か月以内のもの）
  - イ 世帯全員が転入日以前の3年間において、尾道市に居住していないことを証明する書類（住民票の写し等。ただし申請日前3か月以内のもの）
- 婚姻予定の場合
  - 婚姻の予定を証明する書類
- 出産予定等の場合
  - 母子健康手帳の写し等
- 親世帯との同居又は近居による加算補助を申請する場合
  - ア 親世帯のうち同居又は近居となる予定の者全員の住民票（申請日前3か月以内のもの）
  - イ 親子関係が分かる戸籍の全部事項証明書
- 親世帯と近居する場合
  - 対象住宅が親世帯の居住する家屋から直線距離2キロメートル以内又は親世帯が属する小学校区内であることがわかる図面
- 併用住宅の場合
  - 居住部分の面積割合が2分の1以上であることがわかる書類
- その他市長が必要と認める書類

実績報告書（様式第6号）の添付書類

- 実績報告書（様式第6号）
- 補助対象住宅の建物に係る登記事項証明書（所有権移転登記後のもの）
- 補助対象住宅の取得費用を証する書類
- 耐震改修工事をしたとき
  - 新耐震基準相当の耐震性を有していることがわかる書類
  - または 耐震シェルター設置工事を行ったことがわかる書類
- 自治会に加入したことが分かる書類
- その他市長が必要と認める書類

※ 様式等、詳しくは下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号  
尾道市役所 建設部 まちづくり推進課 住宅政策係  
TEL 0848-38-9347  
E-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp